

公益社団法人大崎法人会女性部会規約

(定 義)

第1条 この規約は、公益社団法人大崎法人会定款第46条の規定に基づき、部会の運営に関して定めたものである。

(名 称)

第2条 公益社団法人大崎法人会女性部会(以下「本部会」という。)と称する。

(事務所)

第3条 本部会の事務所は、公益社団法人大崎法人会事務局内に置く。

(部会の目的)

第4条 本部会は、公益社団法人大崎法人会の定款に定める目的に沿って、法人会活動を推進するとともに、部会員相互の親睦を図り、本会の独自の事業を行い、部会員の資質向上に努める。

親会定款抜粋

第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本部会は、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- ①部会員の知識向上のための研修会等の開催
- ②部会員相互の親睦を図り、協調と連帯並びに組織拡充への積極的参加と協力
- ③法人会活動活性化のための事業活動並びに積極的な参加と協力
- ④その他目的達成に必要な事業

(組 織)

第6条 本部会は、公益社団法人大崎法人会会員事業所のうち、女性役員並びに幹部それに準ずる者で、本部会の趣旨に賛同する者を持って組織する。

(入会・退会)

第7条 本部会に入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、役員会の承認を得るものとする。

2 部会員の所属する事業所が、公益社団法人大崎法人会会員の資格を失った時は、当該部会員は退会したものとみなす。

4 部会員が退脱会しようとする時は、所定の手続きにより役員会の承認を得るものとする。

(役 員)

第8条 本部会に次の役員を置く。

- | | | | | | |
|------|-------|-------|------|-----|------|
| ①部会長 | 1名 | ②副部会長 | 5名以内 | | |
| ③幹事 | 15名以内 | ④会計 | 2名以内 | ⑤監事 | 2名以内 |

(役員を選出)

第9条 役員は総会において、部会員の中から選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2ケ年とし再任を妨げない。

(役員職務)

第11条 部会長は本部会を代表し、会務を統括する。

- 2 副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は総会の決議に従い、本部会の運営を協議・執行する。
- 4 会計は本部会の会計を処理する。
- 5 監事は本部会の業務及び会計を監査する。

(顧問・相談役)

第12条 本部会に顧問及び相談役を置くことが出来る。

- 2 顧問及び相談役は、役員会の推薦により部会長が委嘱する。

(委員会)

第13条 本部会の事業を遂行するため委員会を置くことが出来る。

- 2 委員会の運営に関する規定は、役員会の議を経て別に定める。

(会議)

第14条 会議は総会・臨時総会及び役員会とし、部会長がこれを招集し議長となる。

- 2 総会は毎年、事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数の同意を経て議決する。

(会計)

第15条 本部会の経費は会費及び公益社団法人大崎法人会よりの補助金とその他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会費は年額5,000円とし、必要と認める場合は、臨時会費を徴収することが出来る。
- 3 会費は年1回、事業年度開始後速やかに納入するものとする。
- 4 本部会の会計は、公益社団法人大崎法人会において一元化し、収支予算並びに収支決算書に反映するものとする。

(事業年度)

第16条 本部会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日で終わる。

(報告)

第17条 本部会の総会決議事項については、公益社団法人大崎法人会理事会に部会長が報告するものとする。

(改廃)

第18条 本規約は、総会において出席者の過半数の同意をもって変更することが出来る。

附則

1 本規約は、公益社団法人大崎法人会設立登記の日(平成23年11月1日)から施行する。